

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

身延町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

身延町長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
各種がん検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第139項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健課 電話0556-20-4611
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない

[○]人手を介在させる作業はない

9. 監査	
-------	--

実施の有無	[☒] 自己点検	[☒] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	---	---	--------------------------------

10. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

「☐」全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加仓延町特定個人情報管理取扱規程及びその実施手順に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じている。 また、教育研修を行い、特定個人情報の取得から保管、廃棄に至るまでの措置を徹底するとともに、万が一情報漏えい等事故が発生した場合の対応についても教育、周知、啓発を図っており、これらの対策を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失/毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

變更箇所

[illegible]